

男鹿市小規模風力発電施設の建設等に係るガイドライン

平成30年2月21日施行

第1 目的

このガイドラインは、男鹿市において、風力発電施設の新設、増設又は改修（以下「建設等」という。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）が、良好な生活環境の維持確保及び景観形成並びに本市に賦存する再生可能エネルギーの適切な利活用の実現の観点から、適正に風力発電施設の建設等を行うための指針を定めることを目的とする。

第2 ガイドラインの対象

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設は、出力規模（同一事業において複数の風力発電施設を稼働する場合にあっては、当該事業における総出力規模）が100キロワット未満のもの及びその付帯設備（以下「小規模風力発電施設」という。）とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象となる地域は、本市全域とする。

第3 事業者が遵守すべき事項

事業者は、小規模風力発電施設の建設等を行おうとするときは、次の各号に定める事項に遵守するものとする。

(1) 住宅等との距離

ア 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、騒音の未然防止及び当該施設の破損等による周辺への影響の回避の観点から、当該施設を設置する場所に最も近い住宅、学校施設、医療施設、福祉施設等（以下「住宅等」という。）と当該施設のタワー基礎部分との水平距離について、少なくとも200メートル又は当該施設の最高到達点と地上との垂直距離の7倍のいずれか大きい距離（以下「配慮基準距離」という。）を確保するものとする。ただし、配慮基準距離未満の区域に現に存在している住宅等の管理者の承諾がある場合は、この限りでない。

イ 事業者は、アただし書の規定により小規模風力発電施設の建設等を行う場合にあっては、配慮基準距離未満の区域に現に存在している住宅等の管理者より書面により承諾を得、これを適正に保存するものとする。

ウ 事業者は、アただし書の規定により小規模風力発電施設の建設等を行う場合にあっては、騒音の未然防止及び当該施設の破損等による周辺への影響の回避の観点から、当該施設を設置する場所に最も近い住宅等と当該施設のタワー基礎部分との水平距離について、当該施設の最高到達点と地上との垂直距離の5倍の距離を確保するものとする。

エ 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、ア、イ及びウの規定を遵守した上で、当該施設の建設等を行う土地の形状、導入する機種の仕様、風況等を勘案し、騒音の未然防止及び当該施設の破損等による周辺への影響の回避の観点から、自らの責任において、当該施設を設置する場所に最も近い住宅等と当該施設のタワー基礎部分との水平距離を適正に確保するものとする。

(2) 用途地域における建設等の抑制

ア 事業者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づき定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域（以下「用途地域」という。）における小規模風力発電施設の設置については、良好な生活環境の維持確保の観点から避けるものとする。

イ 第3(1)の規定は、用途地域の周辺において小規模風力発電施設の建設等を行う場合において、当該用途地域から当該施設のタワー基礎部分まで確保すべき水平距離について準用する。

(3) 道路からの距離

事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、道路利用上の安全確保の観点から、当該施設の建設等を行う土地の形状、設置する機種の仕様、道路の利用状況等を勘案し、適正な離隔距離を確保するものとする。

(4) 騒音

ア 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日付け環水大大第1705261号。以下「環境省指針」という。）」に定める指針値を超えないよう周辺の音環境に十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

イ 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、環境省指針に定める指針値を超えない場合であっても、可能な限り小規模風力発電施設の建設等に伴う騒音の影響の低減を図り、地域の音環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(5) 低周波音

ア 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月環境省環境管理局大気生活環境室。以下「環境省手引書」という。）」に規定する低周波音による物的苦情に関する参照値及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないよう周辺の音環境に十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

イ 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、環境省手引書に定める参照値を超えない場合であっても、可能な限り小規模風力発電施設の建設等に伴う低周波音の影響の低減を図り、地域の音環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(6) 電波障害

事業者は、小規模風力発電施設の建設等に伴い、テレビ電波に影響が発生しないよう調査、予測及び評価を適正に行い、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 自然環境

事業者は、小規模風力発電施設の建設等に伴う自然環境への影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 景観

ア 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、秋田県の景観を守る条例（平成5年秋田県条例第11号）第6条の規定を遵守するものとする。

イ 事業者は、小規模風力発電施設の配置、意匠及び色彩について、周辺の環境と調和が図られるよう十分配慮するものとする。

ウ 事業者は、小規模風力発電施設の建設等により、周辺の景観及び風致が著しく改変され、又は、改変されるおそれのある場合には、その回避のための必要な措置を講ずるものとする。

(9) 光害

事業者は、小規模風力発電施設及びその周辺に照明器具等を設置するとき、周辺の環境への影響が生じないよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(10) 災害防止

ア 事業者は、災害発生時の緊急連絡体制を整備するものとする。

イ 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、雨水による土砂流出等により災害が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 事業者は、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の規定に基づく地すべり防止区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域における小規模風力発電施設の設置は、災害防止の観点から避けるものとする。

(11) 文化財

事業者は、小規模風力発電施設の建設等に当たっては、当該施設の建設等の影響から文化財を保護するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(12) 累積的及び複合的な影響

事業者は、小規模風力発電施設の設置を行う場合であって、現に周辺に風力発電施設が存在するとき又は風力発電施設の設置が予定されているときは、周辺の環境への累積的及び複合的な影響に十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

第４ 建設等に当たっての調整手順

(1) 市及び関係機関への説明、確認及び協議

ア 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に係る事業計画を立案した場合は、速やかに市に発電事業者、実施の場所、事業の規模、工程、導入する機種等当該事業計画の概要を説明した上で、市及び関係機関に必要な協議及び関係法令の確認を行うものとする。なお、事業者は、当該事業計画につき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「特別措置法」という。）第９条第１項の規定により経済産業大臣に認定申請を行う場合にあっては、当該認定申請の前に、市及び関係機関への説明及び必要な協議並びに関係法令の確認を行うものとする。

イ 事業者は、第３(1)アただし書の規定により小規模風力発電施設の建設等を行うときは、アの規定による説明と併せて、配慮基準距離未満の区域に現に存在している住宅等の管理者の承諾の状況について、市に報告するものとする。

(2) 住民等への説明及び報告

ア 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に係る事業計画を立案した場合は、発電事業者、実施の場所、事業の規模、工程、導入する機種等当該事業計画の概要について、速やかに当該施設の建設等を行う場所の周辺の町内会、住民等（以下「住民等」という。）に説明を行い、当該事業計

画に対する理解の促進及び獲得に努めるものとする。

イ 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に係る事業計画の進捗状況等について、住民等、市及び関係機関に対して、適時報告するものとする。

ウ 事業者は、住民等への説明の状況について、市に適時報告するものとする。

エ 事業者は、ア、イ及びウの規定に関して、市が説明又は報告を求める場合においては、速やかに対応するものとする。

第5 施設の維持管理等

(1) 事業者は、小規模風力発電施設の建設等の完了後においても、引き続き第3各号の規定に十分配慮し、破損、事故等を未然に防止するよう維持管理を適正に行うものとする。

(2) 事業者は、設置した小規模風力発電施設について、破損、事故等が発生したときは、直ちに原因を調査し必要な措置を講ずるとともに、住民等、市及び関係機関に報告するものとする。

(3) 事業者は、小規模風力発電施設の建設等に伴い、周辺の環境への影響で改善すべきものが発生したときは、直ちに原因を調査し必要な措置を講ずるとともに、住民等、市及び関係機関に報告するものとする。

(4) 市は、本市行政及び市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある事業計画又は現に重大な影響を及ぼしていると認められる事業計画があるときは、関係機関と協力し、事業者の原因の調査及び必要な措置の実施を求めるものとする。この場合において、市は、必要に応じ、事業者に当該事業計画の変更、中断又は中止を求めるものとする。

(5) 事業者は、小規模風力発電事業が終了したときは、責任をもって当該事業に係る施設を撤去するものとする。

第6 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、技術開発の動向、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて改定する。

第7 その他

(1) 事業者は、このガイドラインのほか、関係法令等を遵守するものとする。

(2) 第3(1)の規定は、特別措置法第9条第1項の規定により経済産業大臣に当該事業計画に係る認定申請を行う場合にあっては、このガイドラインの施行日以降当該認定申請を行う事業計画に、その他の場合にあっては、施行

日以降立案する事業計画に、それぞれ適用する。

- (3) 前号の規定にかかわらず、事業者は、このガイドラインの施行時において、現に経済産業大臣より特別措置法第9条第3項の規定による認定を受けている事業計画又はその他の事業計画であってこのガイドラインの施行時に現に推進しているものについては、このガイドラインの趣旨に鑑み、第3各号の規定に配慮し必要な見直しを行うよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、このガイドラインの施行時において、現に経済産業大臣より特別措置法第9条第3項の規定による認定を受けている事業計画又はその他の事業計画であってこのガイドラインの施行時に現に推進しているものに関し、このガイドラインの施行後において第3(1)アただし書の規定により小規模風力発電施設の建設等を行うときは、当該施設の建設等に先立って、配慮基準距離未満の区域に現に存在している住宅等の管理者の承諾を得るものとする。この場合において、事業者は、当該管理者より書面により承諾を得、これを適正に保存するものとする。
- (5) 市は、小規模風力発電施設の建設等に当たって、関係法令に違反する行為があった場合においては、当該施設の建設等に係る事業計画及び当該行為について、速やかに経済産業省その他の関係機関に通報するものとする。
- (6) 市は、このガイドラインを遵守しない事業者による事業計画であって、注意喚起の観点から市民への情報提供が特に必要なものについては、当該事業者の名称、所在地、事業の概要等必要な事項を公表するものとする。